

令和5年4月1日から

職長等に対する安全衛生教育の対象業種が 拡大されます！

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

▶ 追加業種

令和5年4月1日から、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、以下の業種が追加され、職長教育の実施が必要となります。

- 食料品製造業*
- 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

*「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

▶ 職長とはどのような立場の人でしょうか？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」とされています（労働安全衛生法第60条）。職長とは事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長など、さまざまな名称で呼ばれておりますが、名称のいかんを問わず、仕事を行う上で、自社の労働者を現場で指導、監督する人のことをいいます。

▶ 職長教育の内容（労働安全衛生規則第40条）

講習科目	講習時間
作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間以上
指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間以上
危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間以上
異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間以上
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間以上

お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課 または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL : 078-367-9152 / FAX : 078-367-9166 (R4.9)